

兵庫大学短期大学部

平成 28 年度 短期大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

兵庫大学短期大学部

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、兵庫大学短期大学部は、日本高等教育評価機構が定める短期大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神である「和」に基づき、短期大学部の使命・目的が「個性豊かな人間性の涵養」と「職業人として有能な人材の養成」を中心に据えて定義され、短期大学部学則に明記されている。そして、人間形成のための教育を行い、幅広い職業人教育を展開し、地域の生涯学習機会の拠点として地域社会に貢献することを個性として打出しており、これらは大学ウェブサイトや「教育方針」の冊子、オリエンテーションや卒業・入学式、教職員向け説明会で学内外に表明されている。

三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）は、短期大学部の使命・目的及び教育目的を反映し、改組を重ねる中で現在の形になっている。平成27(2015)年より開始された「第2次中期計画『Vision2019』」（以下「Vision 2019」）により、PDCAを遂行し変化に対応する仕組みを深化させ、三つの方針に基づき、人間性の涵養とともに、教養と専門知識を有した人材の育成に必要な教育研究組織を携え、質の維持向上に努めている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーに基づき、多様な学生に対し門戸を開放しつつ、ディプロマポリシーにのっとり教育課程が体系的に編成され、シラバスにカリキュラムマップや学修すべき能力と授業科目の関連を明示し、アセスメントも明確である。

学生の学修深度を増すべく、授業評価や公開はもとより、アクティブ・ラーニング事例発表会などの授業方法の改善に向けたFD(Faculty Development)研修を活発に行い、クラス担任制による学修及び授業支援や、「学習支援センター」による個別指導や基礎講座が展開されている。また、専任スタッフを配置し、きめ細かい就職支援を行い、就職率も極めて高く、学修者の学びへの配慮がなされている。

校舎や図書館にはラーニング・コモンズやグループ学修室が整備され、学修環境などへの学生からの意見をくみ上げる仕組みもあり、それらは適切に管理されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

理事会及び評議員会は、そのもとに置かれる諮問機関である「学園協議会」や日常の業務の意思決定を行う常任理事会や拡大常任理事会との連携を図り、ガバナンスが担保されている。また、短期大学部の教学に関する重要事項については大学運営会議が審議・決定し、常任理事会あるいは拡大常任理事会を経て理事会において最終意思決定が行われている。教育研究に関するボトムアップは、短期大学部教授会や学科長会議、学科会議そして

各種委員会を置き適切に機能している。

監事による業務監査や会計監査は定期的に行われ、監査報告書は理事会及び評議員会に提出されており、適切な監査体制がとられている。また、事務の執行体制や資質向上の仕組みが整備され、危機管理体制も適切であり、中期計画を確実に遂行することで、短期大学部の運営は健全に保たれることが期待できる。

「基準 4. 自己点検・評価」について

「兵庫大学・兵庫大学短期大学部 自己点検実施委員会規程」に基づき、「自己点検実施委員会」が主体的に、評価項目に沿って可能な限り多くの教職員が関わる体制で行われている。評価結果及び改善事項は大学運営会議にて検討され、教授会や各種委員会等にフィードバックを行い、PDCA サイクルの構築に積極的に取り組んでいる。

自己点検・評価の結果については、大学ウェブサイトにて「自己点検・評価報告書」として公表されるとともに、「自己点検・評価に係る評価結果」「自己点検・評価に係る評価結果に対する改善状況報告一覧」を学内に開示し学内共有に努めており、「Vision 2019」も含め、現状分析とともに課題を着実に払拭できるような仕組みとなっている。

総じて、地域に愛され、質的に信頼される短期大学とは何かを自らに問いかけ、「第 1 次中期計画(平成 22(2010)年度～平成 26(2014)年度)」(以下「第 1 次中期計画」)及び「Vision 2019」の策定を機に建学の精神を確認し、短期大学部の使命・目的や教育目的の学内外への浸透を更に図っている。理事長や学長のリーダーシップのもと、中期計画の定期的レビューや自己点検・評価を通じて、学修者の立場での教育課程や支援を更に精緻化し、生涯学習活動を含めて地域への貢献が大いに期待できる。

なお、使命・目的に基づく短期大学独自の取り組みとして設定されている、「基準 A.地域の核となる短期大学の役割」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

短期大学部の使命・目的は、建学の精神である「和」に基づき、「個性豊かな人間性の涵養」と「職業人として有能な人材の養成」を中心に据えて定義され、短期大学部学則第

1 条に簡潔かつ明確に示されている。

短期大学部が設置する保育第一部及び第三部の教育研究上の目的は、短期大学部学則第 4 条において、「生命、生存、発達への権利」を尊重する精神の涵養と教養や十分な専門知識の獲得を重んじ、豊かな人間性を基盤とした保育者の養成を目指すことが具体的に示されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

「第 1 次中期計画」の中で、「和」の精神に基づく人間形成のための教育を行い、幅広い職業人教育を展開し、地域の生涯学習機会の拠点として地域社会に貢献することが明示され、短期大学部学則第 1 条において、使命・目的が、社会に貢献できる見識と能力を備えた職業人としての有能な人材の養成という具体的な記述となっており、法令を遵守するとともに個性を打出している。

前身の睦学園女子短期大学が設置された昭和 30(1955)年から現在に至るまで、学科再編や男女共学化などの改組を重ね、平成 27(2015)年より開始された「Vision 2019」により、PDCA を遂行し変化に対応する仕組みを深化させた。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

学則の改廃は、教授会及び大学運営会議を経て理事会に諮り承認を得る流れとなっており、短期大学部の使命・目的及び教育目的については、教職員の理解と支持を得ている。また、それらは、年度始めの説明会や新年賀詞交換会において、理事長及び学長より教職員に説明が行われるほか、学生や学外に対しては学生便覧やウェブサイト、大学案内、宗教教育ガイドブック、オリエンテーションや必須科目である「宗教と人生」、公開講座や「教育の方針」の冊子を通じて周知されている。

「第1次中期計画」や「Vision 2019」を策定し、使命・目的及び教育目的に基づいた三つの方針を定め、教授すべき専門性に必要な教育研究組織を携え、各方針に基づき人間性の涵養とともに、教養と専門知識を有した人材の育成に努めている。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準2を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーについては、大学ウェブサイト、入学試験要項などに明示し、進学説明会、教職員による高校訪問、オープンキャンパス等の機会を通して、周知が図られている。

多様な学生に対し門戸を開放するため、「吹奏楽推薦入試」「地域密着型入試」「経済支援型特別入試」等、入学者選抜方法は多くの方式を併用している。入学試験は、「学生募集・入試制度検討委員会」と保育科学科会議において選考方法等を検討し、大学運営会議で決定している。入学者の選考については、合否判定を入試委員会及び教授会で審議し、学長が議長を務める大学運営会議で決定している。

平成28(2016)年度は保育科第一部で志願者が減少しているが、短期大学部全体として適切な学生数を確保している。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえ、学科の教育課程の編成方針を学生便覧「Campus Guide 2016」やシラバスで明示しており、教育課程の編成方針に即した体系的な教育課程を編成している。シラバスにカリキュラムマップ及び科目ナンバリングを掲載し、学修すべき能力と授業科

目の関連を明示している。学修の質を担保するため、履修登録時にはクラス担任が登録単位の過不足などの履修状況について確認し、履修指導を行っている。

教授方法の工夫・開発としては、習熟度別授業やグレード制の導入、少人数制授業等を実施している。教員は授業アンケートの結果を参考にするとともに、「教員評価」の教育分野項目においても前年度の授業実施内容について振り返りを行い、授業公開により教員相互に授業参観の機会を設け、学生の学修を推進するためアクティブ・ラーニング事例発表会により、授業方法の改善に向けたFD研修を行っている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

クラス担任制により、学生一人ひとりに対して学修及び授業支援を実施できる体制を整え、学生の意見をくみ上げる仕組みを適切に整備している。新入生に対しては、入学式直後の「フレッシュマンキャンプ」で教員だけでなく学生支援課職員が参加して学生との親ばくを深めるとともに履修指導等を丁寧に行い、大学生活への円滑な導入を図っている。

「学習支援センター」では専門の職員が常時学修個別相談や指導を行うほか、学力向上のための基礎講座を開設するなどの学修支援を行っている。「健康管理センター」では、専門の職員がクラス担任や学生支援課と連携しながら心身の健康問題に関する支援を行う等、教職協働による学生への支援を進めている。

「兵庫大学・兵庫大学短期大学部スチューデント・アシスタント規程」に基づき、SA(Student Assistant)が情報処理関連科目において活用されている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定の基準を学則に明示し、シラバスに授業計画、成績評価の方法、授業時間外学修の欄が設けられ、概ね適切に運用されている。卒業認定及び学位授与は、在学期間及び卒業要件単位を充足した学生について、教務委員会及び教授会の審議を経て、学長が認定している。

他大学等における既修得単位の認定単位数については、法令に適合した上限（30単位）を学則に規定し、教務委員会及び教授会の議を経て学長が認定を行っている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

保育士養成、教員養成を行う短期大学として、専門教育及び教養教育の中で職業人として必要な知識、技術、判断力等を獲得できるよう指導に努めている。また、免許・資格取得において必修の学外実習を職業体験の場として活用し、自己の適性と進路を見極めると同時に就業意識を養うため、教員と職員が協働した支援体制が構築されている。

教学部学生支援課として 10 人のスタッフを配置し、就職活動を行う学生全員と個人面談を行うなどきめ細かい指導を行っており、就職率も極めて高い。また、年間を通じて、就職説明会や合同企業セミナー等を実施している。

社会的・職業的自立に関する指導・支援については、組織的かつ計画的に実施されている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

クラス担任の教員が学生の履修状況の把握と進捗管理を行い、教員間での意見交換により適切な指導を行うよう努めている。ディプロマポリシーに示された力がどの授業科目の学修によって身に付くのかが一覧できる「カリキュラムマップ」を作成し、シラバスに記載している。授業担当者は、教育課程の中で担当科目がどのような役割を持っているのかを理解しながらシラバスを作成している。シラバスについては、学科において内容等を確認し、教育目的と齟齬がないように点検を行っている。

教育目的の達成状況を点検・評価する取組みとしては、全授業科目を対象に授業アンケートを実施している。授業アンケート結果は担当教員にフィードバックし、担当科目の授業改善に反映させている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生の課外活動及び学生会に支援を適切に実施している。学生に対する健康相談・心的支援を「健康管理センター」で実施しており、健康教育など学生の健康に関する啓発活動も適切に行われている。セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等のハラスメント対策については、学内に相談員を配置し、適宜相談を受付け、対応できる体制を整えている。

学生に対する経済的支援として、経済的困窮状態が高く成績優秀な学生に一定金額を給付する「河野教育振興基金奨学金」「兵庫大学短期大学部給付奨学金」、保護者会が支援する「むつみ奨学金」、学長表彰とともに年間 5 万円を給付する「優秀学生表彰制度」がある。

学生の代表と学長をはじめとする大学側が自由な意見交換を行う場として「キャンパス・リフォーム委員会」を毎年 2 回開催し、学生から意見・要望を聞く機会としている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

設置基準以上に専任教員を確保し、全体的な年齢バランスも適正である。また、教員の任用及び昇任についても規則が整備され、規則に基づき適切に運用されている。専門科目における専任教員担当比率が高く、十分な指導体制が組織されている。

FD については、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部 FD・SD 推進委員会」が全学の教育の質向上を目指した取り組みを実施している。また、学生の教養教育の充実及び質の向上を目的として、「共通教育機構」を併設する兵庫大学に設置している。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地・校舎面積については、ともに設置基準を十分に満たしている。全ての施設がキャンパス内に配置されており適切に整備されている。特に図書館については、閲覧席、視聴覚ブース及びラーニング・コモンズ、グループ学修室などが整備されている。

バリアフリー化について、エレベータ、自動扉及び多目的トイレ・オストメイト対応トイレの設置工事が行われており、障がいのある学生の受入れに対応しているとともに、「キャンパス・リフォーム委員会」において、学生の要望や意見を大学執行部が真摯に受止め支援の計画を策定している。

授業を行う学生数については、教育効果が十分見込めるように適切に管理されている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為第 3 条において、建学の精神である「和」に基づく法人の教育目的のもと、経営の規律と誠実性の維持を明確にしている。また、寄附行為第 17 条及び 20 条に基づき理事会及び評議員会を定期的に開催している。

監事による業務監査や会計監査を定期的の実施し、その結果として監査報告書を理事会及び評議員会に提出している。なお、人権教育の取組みは、各種研修会や講演会を定期的に行い、ハラスメントに関しては、小冊子「ハラスメントの防止等に関するガイドライン」を全教職員に配付している。

そして、「危機管理に関する規程」「防災管理規程」及び「個人情報の保護に関する規程」を整備し、教育情報の 9 項目及び財務情報についても法人の広報誌「別冊あおぞら」及び大学ウェブサイトにおいて公開している。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

寄附行為第 17 条において、理事会を最高意思決定機関として位置付け、法人及び設置校の管理・運営に関する重要事項を審議、適切かつ円滑に運営している。理事会の諮問機関として「学園協議会」を備え、法人運営の諸課題について審議・立案等を適宜行っている。また、管理運営に係る事務は法人事務局（企画調整室、総務室、財務室）が担い、「法人事務局事務分掌規定」に基づき、経営方針、財務及び人事面の企画・調整等を行っている。

なお、常任理事会は、使命・目的の達成に向け意思決定を適切に進めるため「理事会会議規則」に基づき、理事長、学長及びその他の学内理事に加え、大学の部局長、併設校教頭及び事務長等で構成する「拡大常任理事会」として、理事会の議案のほか、学校法人の日常業務全般について機動的に協議・決定を行えるよう月 1 回定例開催されている。

3-3 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

「兵庫大学短期大学部学則」及び「兵庫大学短期大学部教授会規則」に基づき、学長は教授会の議を経て学生の入学・卒業、学位の授与、退学・停学・訓告処分を決定している。また、学長のもとに副学長 2 人と学長補佐 1 人を配置するとともに、事務組織としての学長室を含め各担当間で役割が明確であり、有機的に業務が行われ、学長のリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されている。

なお、「兵庫大学等大学運営会議規程」に基づき、学長・副学長・学長補佐・短期大学部長（兵庫大学学部長及び大学院研究科長含む）・事務局長・事務部署部長・附置機関長で構成される大学運営会議を置き、大学の最高意思決定機関として、基本的事項を審議・決定している。そして、学長は常任理事として、理事会にて大学運営会議での決定事項を提案し、理事会としての審議・決定を受けている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

学校法人業務の最高意思決定機関としては理事会、短期大学部における教学に関わる重要な事項については大学運営会議で審議され、理事長及び学長がリーダーシップを持ち、法人及び大学の運営に関与し意見を徴する仕組みができています。また、理事長と学長、副学長、法人事務局長、事務局長らの意見交換の場として「月例懇話会」を月 1 回定例開催して意思疎通と連携強化面を補完しています。

なお、ボトムアップとして、教育研究に関する運営においては学科長会議、学科会議、各種委員会を置き適切に機能しています。一方、事務運営においては「課長連絡会議」を置き情報共有を図り、各会議議事録等を通じて理事長や学長に的確・円滑に意見等が届く仕組みが整っている。

監事、評議員は、寄附行為に基づき選任され、監事監査の実施及び評議員会の開催は適切に行われている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「兵庫大学短期大学部組織運営規程」により事務組織とその運営の必要事項を定め、「兵庫大学短期大学部事務分掌規程」により、大学事務局長のもとに、学長室、事務局、教学部、健康管理センター、学修基盤センター、高等教育研究センター、附属総合科学研究所、エクステンション・カレッジを設置し、効果的に業務を執行している。

事務局には総務課、経理課、管理課が置かれ、総務課のもとに事務サポート室が設置され、教学部には入学課、教務課、学生支援課、学事課が置かれ、教務課のもとに実習事務室が設置され、学修基盤センターのもとに学習支援センターが置かれるなど、機能的な管理体制が構築されている。

なお、職員においては、資質向上の取り組みや内部研修会、各職員の階層に応じて派遣する官公庁、大学等団体や民間研修機関などでの多様な外部研修会へ参加し、その研修の内容について「課長連絡会議」にて報告を行い、研修の情報共有をしている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

綿密な財政中期計画を立案しているが、平成 28(2016)年度の入学者の減少より財務状況は悪化している。しかし、中期計画を着実に進め、学生確保に向けた取組みにも成果が表れていることから、今後、健全な財務運営に向け更なる努力に期待する。

安定した財務基盤確立のために、収入増加策として「エクステンション・カレッジ」による講座収入及び科学研究費助成事業等の外部資金獲得の取組み、抑制策として委託費等の見直しを行っており収支バランスの確保に努めている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準、「学校法人睦学園 経理規則」及び「学校法人睦学園 固定資産及び物品管理規則」等の諸規則に基づき、会計処理を適正に実施する仕組みとなっている。

また、予算については、理事会で承認された法人全体の予算編成方針に基づき、大学運営会議が短期大学部の予算編成方針を定め、各部署の意見及び要望を反映できる体制を図り、査定を経て、当初予算・補正予算を編成している。

監事による監査、公認会計士による監査を実施され、適正な会計処理を行う組織体制が構築されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価の実施は、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部 自己点検実施委員会規程」に基づき、短期大学の使命・目的等に即した自主的・自律的な自己点検・評価を行える仕組みが整備されている。

自己点検・評価の適切性については、教育水準の一層の向上及び活性化を図るために、「自己点検実施委員会」が中心となり、各評価項目等の自己点検・評価と改善担当部署、主担当を明確にし、できるだけ多くの教職員が関わる体制で実施されており、大学運営会議で評価結果及び改善事項が検討され、その評価結果を教授会や各種委員会等にフィードバックしている。

自己点検・評価の周期等は、「Vision 2019」も含め、定期的に現状分析及び課題解決に向けた自己点検・評価を行っている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

日本高等教育評価機構の評価基準を準用した根拠資料及びエビデンス集（データ編）に基づき、透明性の高い自己点検・評価が行われている。

自己点検・評価活動に限らず、実態を把握するために「授業評価アンケート」「学生生活・実態意識調査」などのデータの収集や、IR(Institutional Research)活動として、卒業生の満足度、学びの充実度などを調査するために「卒業時アンケート」を行い、教育活動等の改善を図るためデータの分析を行っている。

また、「自己点検・評価報告書」はホームページを通じて社会に公表し、「自己点検・評価に係る評価結果」「自己点検・評価に係る評価結果に対する改善状況報告一覧」を学内に開示し学内共有に努めている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価において、担当基準項目ごとにより多くの教職員が関わる仕組みを構築し、自己点検・評価の結果の活用のために「自己点検・評価に係る評価結果に対する改善状況報告一覧」を用い、改善を要する事項及び課題の進捗状況を明らかにすることにより、学内の自己点検・評価に対する理解の共有を図っている。

また、大学運営会議及び学長が中心に、進捗状況の確認及び課題等解決に向け、実質的な自己点検・評価の結果の活用のための PDCA 構築に積極的に取り組んでおり、教育研究をはじめ短期大学部運営の向上につながる仕組みが構築され、機能している。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域の核となる短期大学の役割

A-1 地域の核となる短期大学の役割に関する方針の明確化と学内外への周知（情報の共有）

- A-1-① 使命・目的に基づき地域の核となる短期大学の役割に関する方針の明確化と学内外への周知

A-2 地域の核となる短期大学の具体的な役割の内容

- A-2-① 地域における生涯学習の拠点となる活動（エクステンション・カレッジ事業）
- A-2-② 地域での学びや活動（課程外教育、ボランティアなどを含む）を通しての学生の成長
- A-2-③ 加古川市をはじめとする近隣の自治体や各種団体、及び企業との連携

A-3 短期大学の役割に関する評価

- A-3-① 地域での学びや活動に対する学生への評価（評価方法の確立を含む）
- A-3-② 生涯学習、産学官連携等、地域での活動に対する短期大学内部及び、外部評価（評価方法の確立、PDCA サイクルの実現を含む）学生の成長

【概評】

短期大学部の使命達成のために「生涯学習機会の拠点確立」と「地域社会との連携促進」を掲げ、「第 1 次中期計画」及び「Vision 2019」において地域に根ざす短期大学部として自らを明確に位置付け、大学ウェブサイト等で学内外に周知している。近隣の自治体や関連団体等と協定を締結し、地域における生涯学習の拠点としてエクステンション・カレッジをキャンパス内に開設している。エクステンション・カレッジでは年間 87 講座の実施に加えて企画増が予定されており、教職員の地域活動への参画も四年制大学と合わせて講師派遣及び委員委嘱受入れが積極的に行われ、短期大学部施設の開放もしながら地域交流が図られている。今後更に収益性を考慮した持続的な運営が望まれる。また、「ボランティアセンター」を設置し、学生及び教職員の積極的なボランティア活動を支援している。

「大学と地域との連携推進懇談会」は「学生の、学生による、学生のための」懇談会と銘打ち、司会、地域貢献の事例報告やプレゼンテーション、ワークショップ及び展示ブー

スでの紹介等を学生が担当し、学生の学びと成長を促している。また、チャレンジショップ「かつめし LABO」の出店事業、高校生と大学生と地域住民が参加するワークショップ「熟議 in 兵庫大学」などのユニークな地域連携活動は世代間交流と多くの学びが促進されており、高く評価できる。これらの活動を検証するために、参加学生に対して「自己認識シート」を用いて事前事後のアンケート調査が実施され、PDCA サイクルも機能している。外部評価（地域評価）も検討されており、地域連携活動が今後より一発展していくことが期待される。

